



情報(第 192 号)



令和 7 年 6 月 30 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

年金法の一部改正



年金制度改正案について、令和 7 年 5 月 16 日に国会提出がされ、会期末（令和 7 年 6 月 22 日）まで日が少ないこともあって、成立が危ぶまれるなど不透明感が漂っていました。ところが、与野党間で、将来の基礎年金の給付水準の底上げについて合意されたことから、一転風向きが変わり、6 月 13 日に成立しました。

今号では、この概要について解説します。

1 改正の趣旨

年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずるとされています。

2 基礎年金の給付水準の底上げ

簡単な解説を試みると、マクロ経済スライドによる調整によって、基礎年金の給付水準が少しずつ低下しているところ、それが著しいときは、その給付水準の向上を図るため、必要な法制上の措置を講ずるものと理解してよいでしょう。

3 改正の区分は 3 項目

今回の改正の本丸は、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げの部分です。

その他として、私的年金制度の見直し、子のある年金受給者の保障を厚くする改正が行われています。

4 改正の本丸

被用者保険につき、次の 4 項目の改正が行われています。

(1) 被用者保険の適用拡大（令 9.10.1～施行）

週 20 時間以上 30 時間未満の所定労働時間である短時間労働者につき次表のとおり適用拡大が図られました。端的に言えば、週所定労働時間が 20 時間以上では、被保険者となる時代が到来することになります。

改正後の適用要件	現行の適用要件
② 週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満（雇用契約で判断）※1	① 賃金が月額 8.8 万円（年収 106 万円相当）以上
③ 学生は適用対象外	② 週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満（雇用契約で判断）※1
※1 30 時間以上はすべての企業で被保険者	③ 学生は適用対象外
	④ 51 人以上の企業が適用対象

現状、表に該当する方々は、健康保険の被扶養者、国民年金の第 3 号被保険者

であることから、保険料負担がなく、被保険者となれば保険料負担が生じることから、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援することが盛り込まれています（3 年間の特例的・時限的措置）。

(2) 在職老齢年金制度の改正（令 8.4.1 施行）

老齢厚生年金が支給停止となる収入基準額（令和 7 年：51 万円）が定められています。これに該当して支給停止（一部又は全部）となる受給権者の一部には、政府が年金を搾取しているといった理解が見受けられます。誤解ながら、結果、高齢者の就労を阻害するとの意見が根強くあります。そこで、これを緩和して収入基準額が 62 万円となります。

(3) 遺族年金の見直し（令 10.4.1 施行）

遺族厚生年金では、「武士は食わねど高楊枝」の如き、男女差別がされており、その男女差解消が図られています。18 歳未満の子のない 20～50 代の配偶者を原則 5 年の有期給付の対象とし、60 歳未満の男性を新たに支給対象し、これに伴う配慮措置等があります。

また、子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定が見直されています。

(4) 厚生年金保険の標準報酬月額の上限引上げ

厚生年金保険の標準報酬月額の上限は健康保険と比較して低く設定されています。

今般の改正では、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を 65 万円から 75 万円に段階的に引き上げる（※2）とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入することになりました。

※2 68 万円→71 万円→75 万円に段階的に引き上げる。（令 9.9.1～施行）

5 私的年金制度の見直し

老後の資産形成を継続できるようにするため、60 歳以上 70 歳未満の者であって、老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給していない者に iDeCo の加入・継続拠出を認める改正がされました。（法公布日から 3 年以内に施行）

企業年金の運用の見える化（情報開示）として、厚生労働省が一定の事項を公開することとされました。（法公布日から 5 年以内に施行）

6 子の加算の見直し

年金には、子どもを養育する年金受給者に対して、年金額を加算する仕組みがあります。この加算額の引上げや老齢基礎年金のみを受給されている方など、対象者の範囲を広げる改正が行われました。

具体的には、老齢基礎年金のみを受給されている方に 18 歳未満の子どもがあれば新たに加算がされ、また、現状の子どもの加算額は、一人目・2 人目までは 234,800 円、三人目が 78,300 円から、一人当たり 281,700 に改善されます。

以上